

土地改良負担金対策の概要

全国水士里ネット

I - 4. 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業

無利子貸付

認定期間：平成19年度
から平成32年度まで

事業実施期間：
平成19年度から

新規採択 あり

●事業内容：

水田・畑作経営所得安定対策の導入など、力強い農業構造の実現を支援するため、担い手への農用地の利用集積率の増加が見込まれる地区に対して、対象事業地区に係る農家負担金の5/6に相当する額を限度に無利子融資を行う。

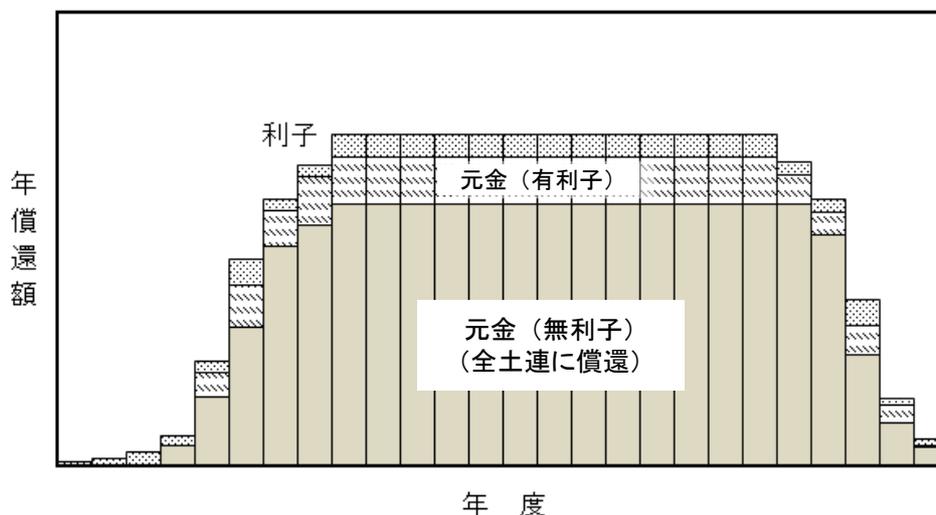
●採択要件：

平成6年度以降採択の土地改良事業等（国営事業等の場合には、平成19年度以降償還開始地区を含む）であって、経営所得安定対策等支援計画で定める目標年度までに、担い手農地集積率が一定の割合で増加することが確実と見込まれること。

	採択時	目 標
i	40%未満	50%以上へ
ii	40～50%未満	10ポイント以上増加
iii	50～55%未満	60%以上へ
iv	55～90%未満	5ポイント以上増加
v	90～95%未満	95%以上へ
vi	95%以上	シェア引き上げ
vii	100%	100%を維持

●対象となる負担金：

- (1) 国営土地改良事業の受益者負担金
- (2) 独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金
- (3) 国立研究開発法人森林総合研究所事業の受益者負担金
- (4) 土地改良法に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業の受益者負担金
- (5) その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金



I - 5. 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

利子助成

認定期間：平成19年度
から平成32年度まで

事業実施期間：平成19年度
から平成32年度まで

新規採択 あり

●事業内容：

一定規模以上被災した農地あるいは土地改良施設等が以下の災害復旧事業の適用を受けた場合は、その受益地に係る被災年度の土地改良事業等の負担金の償還利息相当分を土地改良区等に助成する。

●採択要件：

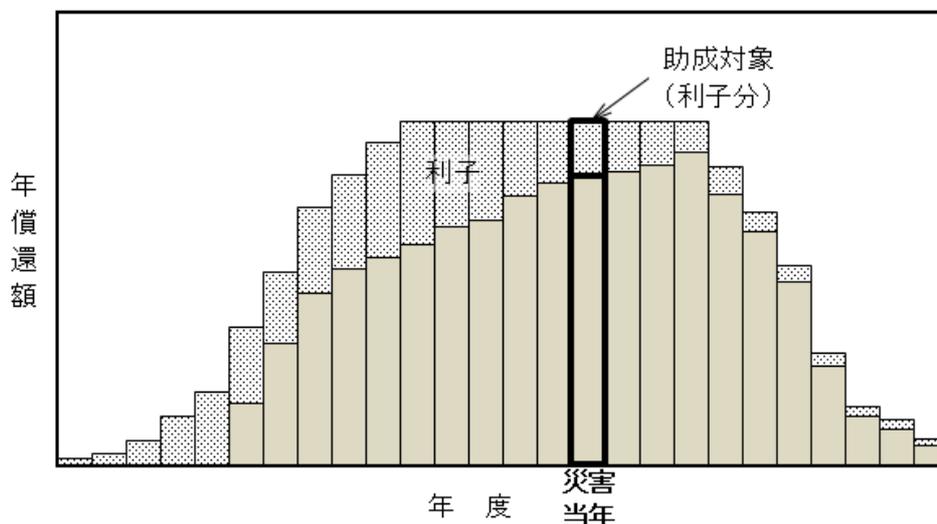
被災した農用地又は土地改良施設等の復旧が次のいずれかの適用を受けていること。なお、災害関連事業は対象とならない。

《対象となる災害復旧事業》

- (1) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
- (2) 土地改良法第88条
- (3) 海岸法（昭和31年法律第101号）第5条又は第6条
- (4) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第7条又は第10条
- (5) 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項第3号
- (6) 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第8号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第9号（土地改良施設に限る。）及び森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第6号

●対象となる負担金：

- (1) 国営土地改良事業の受益者負担金
- (2) 独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金
- (3) 国立研究開発法人森林総合研究所事業の受益者負担金
- (4) 土地改良法に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業の受益者負担金
- (5) その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金





<お問い合わせ先>

全国水土里ネット管理システム研究部

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館4階
TEL03-3234-5476 FAX03-3234-5670
H t t p : //www.inakajin.or.jp